

申告確認フローチャート

令和8年1月1日現在、東根市に住んでいましたか？

いいえ

1月1日に住んでいた市町村にて申告してください

はい

令和7年1月1日から令和7年12月31日までの間に収入がありましたか？

はい

いいえ

主な収入が

- 同じ世帯の方から扶養されている
- 別の世帯の方から扶養されている
- 扶養されていない

申告の必要はありません

営業、農業、不動産 一時、その他の所得

報酬、料金、契約金及び賞金の収入がある
(生命保険外交員報酬など)

給与

- 年末調整済み給与以外の所得がある
- 給与以外の所得が20万円超
- 給与以外の所得が20万円以下*
- 年末調整後の内容に変更(各種控除の追加等)がある
- ある
- ない
- 年末調整されていない
- 2ヵ所以上から給与や報酬をもらっている
- 給与収入が2,000万円を超える

年金

- 公的年金等の収入が400万円以下でほかの所得がある
- 年金以外の所得が20万円超
- 年金以外の所得が20万円以下*
- 公的年金等のみの収入が400万円超
- 400万円以下
- 所得税の還付がある
- 保険料控除や扶養控除などの追加がある
- 還付や控除の追加がない
- 障害年金、遺族年金のみ

失業保険

- 失業保険以外の収入がある
- ある
- ない

確定申告

所得税の納付や還付を受ける場合は「確定申告」です。会場は、村山税務署、市の申告会場となります。また、e-Tax(パソコン、スマホ)でも可能です。

※新たに住宅ローン控除を受ける人、建物の譲渡、資産の買い換え等がある人は市の申告会場ではできません。

市申告

所得税の納付や還付を受ける必要がなく、住民税の控除をしたい場合は「市申告」です。会場は、市の申告会場となります。

簡易申告

申告受付カード(簡易申告書)に必要事項を記入し、提出してください。

※郵送提出でも受け付けています

※令和8年度申告より、住民税の電子申告が可能となります。

詳しくは、eLTAXのHPをご覧ください。

* 所得税の還付がある場合、確定申告が必要です。

ふるさと納税を行い、「ふるさと納税ワンストップ特例」の申請書を提出された方へ

ワンストップ特例は、確定申告および市申告(以下、確定申告等)の不要な人がふるさと納税を行う場合、**確定申告等を行わずに寄附翌年度の住民税から控除される**制度です。(適用のためには**確定申告等を行っていない**ことが要件となります)

したがって、その他所得の追加や所得税の還付といった確定申告等をする場合は、ふるさと納税(寄附金控除)を含めて申告を行う必要があります。ふるさと納税(寄附金控除)の申告が漏れた場合、ワンストップ特例が適用されず、ふるさと納税を行っていない状態と同様の住民税額となりますので、忘れずに申告を行うようにしてください。

[上記フローチャートの  に該当する方は、確定申告等が必要になります。]